（新規登録書）

こども 110 番の家　新規登録書

登下校時など、子どもたちが外出先でトラブルに巻き込まれそうになったとき、すぐに助けを求められるよう「こども 110 番の家」を設けています。これは、地域の協力家庭（商店・事務所等も含む）に、玄関先など分かりやすい場所へ目印となる旗等を掲げていただくことによって、子どもたちが大人に助けを求めやすい環境を作ろうとしているものです。

港区青少年育成推進会議では、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するために、「こども 110 番」運動を推進しており、現在、区内約 500 件の協力家庭にご登録いただき、「こども 110 番の家」の旗等を掲げていただいています。

この運動をより一層推進するために、同運動の趣旨に賛同し、「こども 110 番の家」の旗やステッカー掲出にご協力をお願いいたします。ご協力いただける方は、この用紙に必要な事項を記入のうえ、お近くの小学校または港区役所までご提出ください。

また、「こども 110 番の家」の顔が見える関係づくりのため、「こども 110 番の家」の場所を表示した地図（校区別協力家庭・協力事業所地図）を作成し区役所ホームページで公開しているほか、地域で効果的に子どもたちの見守り活動に取り組むため、その地域の地域活動協議会・地域振興会・社会福祉協議会及び警察に登録情報を提供することがあります。「校区別協力家庭・協力事業所」の地図への表示及び登録情報の提供の可否についてもご回答ください。

【お問合せ先】
各小学校または、
港区役所協働まちづくり推進課（教育・人権啓発）
電話：06-6576-9975　　FAX：06-6572-9512

港区ホームページ　　対応マニュアル

---------- （切り取り） ----------

「こども 110 番」運動の趣旨に賛同し、次のとおり、登録します。

※記入の個人情報は、こども 110 番運動及び地域の子ども見守り活動に使用します。

フリガナ		啓発物品	旗　・ステッカー
氏　　名		電話番号	－　　－
住　　所	〒５５２－ 大阪市港区		
アンケート （該当の項目に☑を記入してください）	①地図への表示：□可、□不可 「可」の場合、事業所の方の事業所名の表示：□可、□不可		
	②地域の地域活動協議会・地域振興会・社会福祉協議会及び警察へ登録情報の提供：□可、□不可		
	③こども 110 番の家をお知りになったきっかけ ア．□ 港区ホームページ、X（旧：ツィッター） イ．□ 港区広報紙「広報みなと」 ウ．□ その他（　　）		

※受付処理欄

受　　付	啓発物品配付数	受付年月日	受付担当
小学校	旗　　本		
	ステッカー　　枚		